



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月5日火曜日 第466号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）...1271
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1272
 道路の区域変更（県道御内下畑地線）.....（南予地方局管理課）...1272
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1273

公 告

技能検定の合格者.....（労政雇用課）...1273

告 示

○愛媛県告示第1231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和5年12月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ドラッグストアモリ中沢店・シャトレゼ宇和島店	宇和島市中沢町一丁目乙1677番1 外	大規模小売店舗の名称	（仮称）ドラッグストアモリ宇和島店	ドラッグストアモリ中沢店・シャトレゼ宇和島店	令和5年10月1日	令和5年11月10日
		大規模小売店舗を設置する者	株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森 竜馬	株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森 竜馬 株式会社UMAMI Lab 大洲市東若宮20番地4 代表取締役 岩本 誠		
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森 竜馬	株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森 竜馬 株式会社UMAMI Lab 大洲市東若宮20番地4 代表取締役 岩本 誠		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和5年12月5日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ドラッグストアモリ中沢店・シャトレゼ宇和島店	宇和島市中沢町一丁目乙1677番1 外	駐輪場の位置及び収容台数	10台	15台	令和6年7月11日	令和5年11月10日
		荷さばき施設の位置及び面積	80平方メートル	101平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	6.96立方メートル	9.97立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	24時間	株式会社ドラッグストアモリ24時間有限会社UMAMI Lab 午前9時から午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年12月5日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和5年11月28日

3 指定道路の位置

四国中央市土居町土居615番の一部、616番1の一部及び616番

1 地先道

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.90メートル

(2) 幅員 4.28メートル

○愛媛県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町横川2687番地先から 同町横川1834番2地先まで	旧	メートル 4.2～8.4	キロメートル 0.246	
		宇和島市津島町横川1844番3から 同町横川1834番2まで	新	6.5～11.7	0.246	

○愛媛県告示第1235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町横川1844番3から 同町横川1837番2まで	令和5年12月5日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和5年11月22日に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和5年12月5日

愛媛県知事 中村時広

表装（表具作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1